

令和 8 年度予算編成方針

政府が令和 7 年 6 月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針）」は、人口減少化における持続可能な経済社会の構築を掲げ、経済・財政一体改革の取組として、全世代型社会保障の構築や少子化対策及びこども・若者政策の推進、公教育の再生、戦略的な社会資本整備の推進、地方行財政基盤の強化などが挙げられており、地方行財政に密接に関わる内容となっている。

地方財政においては、「地方創生 2.0」等の国の取組と基調を合わせ、各種施策を推進することが重要であるが、医療・介護・障害者福祉等の社会保障費が一層増加することが見込まれており、義務的に生じる負担は増大することが想定される。また、社会保障費の増加を、人件費、投資的経費や公債費の削減・減少で吸収するという平成 10 年代以降続いてきた構造から大きく変化し、人件費の増加、物価・金利の上昇など避けがたい歳出の増加に直面しており、米国の追加関税措置の発表に伴う経済の先行き不透明感の広がりと併せて、厳しい財政運営を迫られている。

本市においても、令和 6 年度決算の経常収支比率は上昇基調であり、今後、更なる少子高齢社会に伴う人口減少の影響等を受け、市税の減少や、社会保障費等の経常的経費の増加、継続的な大規模工事・既存施設の長寿命化による投資的経費の増加等が見込まれている。また、令和 8 年度は市制施行 50 周年の年であり、各種記念事業の実施に係る財源の確保が必要になる見込みである。

これらの現状及び将来を含めた様々な課題を職員一人ひとりが強く認識し、第 7 次坂戸市総合計画の基本構想で掲げる将来像「住みつづけたいまち 子育てしたいいまち さかど」の実現に向け、市政運営に取り組むとともに、次の 50 年を見据えた持続可能な行財政基盤の構築に向け、更なる財政運営の健全化に取り組む必要がある。

以上のことを前提に、次の方針に基づき、令和 8 年度予算編成を進めるものとする。

1 基本方針

（1）基本姿勢

社会環境の変化や多様化するニーズを的確に把握し、スピード感を持って対応するとともに、『世代を超えた多くの人々が坂戸市に魅力を感じ、坂戸市に來たい、居続けたいと思える市政の展開を図る』こととする。

また、予算編成作業では、生産年齢人口の減少等を踏まえ、中長期の視点に立った持続可能な財政運営を基本とし、職員一人ひとりが、将来を含めたコスト意識を持って施策の優先順位を定め、前例や既成概念にとらわれない徹底した歳入歳出両面の見直しを進めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるよう努める。

(2) 基本施策

社会環境の大きな変化等により、これまで続いてきた状況を前提にできない行財政運営が求められる中、第7次坂戸市総合計画の将来像の実現に向け、効率的・効果的な行財政運営を進めるため、総合計画における「まちづくりの基本方向」を基本施策に位置付け、各種事業に取り組むこととする。

- I 安心して子育てができ、みんなが活躍できるまちづくり**
- II 互いを認め合い、健康で心豊かに暮らせるまちづくり**
- III 誰もが安心して、安全に暮らせるまちづくり**
- IV 自然と都市が調和し、活気あふれる暮らしやすいまちづくり**
- V 市民とともにつくる、みんなが輝く誇れるまちづくり**

2 基本的事項

(1) 歳入に見合った予算編成

今後見込まれる経常的な一般財源収入の減少に合わせ、市政運営に係る長期的・客観的な変化・課題の見通しを適切に予測し、将来世代に過度な負担をかけない行財政運営に努めること。

(2) 徹底した歳入・歳出の見直し

納税者である市民の視点に立ち、歳入・歳出の全てを検証することとし、聖域のない見直しを行うこと。

特に歳出については、市税の使途として納得の得られる事業であるか、得られる効用に対して過度な費用を投じていないか、他に安価で効果的な手法はないか等を、納税者である市民の視点に立って考え、事業の必要性・効果・実施時期等を徹底的に検討し、見直しを行うとともに、要求額を精査すること。

3 歳入の確保について

(1) 市税・国民健康保険税等の収納率の一層の向上

市税収入等による財源を確保するため、課税客体を的確に把握し、適正な課税を継続するほか、税負担の公平性の観点から、市税・国民健康保険税等の収納率の一層の向上に努めること。

(2) 特定財源の活用

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努め、最大限、特定財源を活用すること。

国・県支出金等については、国や県の動向を踏まえた上で、各省庁等の補助制度を的確に把握し、他市町村の活用事例も参考にしつつ、活用可能な補助金等を漏らすことなく計上すること。

また、要望活動等を通じ、積極的な確保に努めること。

(3) 広告収入の確保や公有財産の利活用

公共施設及び印刷物等に係る有料広告収入の確保を図るほか、公有財産を最大限利活用し、貸付等による増収策を積極的に検討すること。

4 歳出の抑制について

(1) 投資的経費の抑制

一般財源収入の減少が見込まれる中で、普通建設事業の増大は市債残高及び公債費の増加につながり、後年度の財政運営を圧迫することから、事業単位での優先順位付けを徹底するとともに、単年度に過度に集中しないよう、事業の進度調整を図ること。

なお、事業の優先順位付けに際しては、事業の投資効果等について十分な検討を行うこと。

(2) 経常的経費等の削減

ア デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進等により、内部事務の効率化を図るとともに、業務の執行にあたっては進捗状況の把握や進行管理等のマネジメントを徹底し、時間外勤務の縮減に努めること。また、会計年度任用職員の予算要求に関しては、事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限度の要求とすること。

イ 消耗品・備品・燃料費等については、物価高騰の影響を受け、要求額が上昇する見込みであるが、安易に物価上昇分を増額要求するのではなく、利用実態や利用形態等を精査し、必要最小限の要求とすること。

ウ 扶助費については、毎年度、多額の不用額が生じているため、安易に伸び率等を用いて積算するのではなく、見積額を精査して予算要求を行うこと。

エ 補助金については、指定補助を原則とし、補助率、限度額、終期設定等の検討を行うなど、長期間継続している補助も含め、更なる精査を行うこと。

また、長期的な視点を含めて、真に必要な補助金であるか併せて精査すること。

(3) その他

ア 新規事業及び拡大事業の要求に際しては、将来に向けた効果を適切に予測するとともに、新たな市の財政負担につながるものであることから、所管課において、既存事業の廃止・縮小など、スクラップアンドビルドを徹底した上で要求すること。

イ 市単独で実施している事業については、活用可能な補助金等の有無の再確認を行うとともに、市の役割や社会の変化を考慮し、ゼロベースで総合的な見直しを行うこと。

ウ 特別会計については、事業の一層の効率化、自主財源の確保による健全経営に努め、一般会計からの繰出を必要最小限度の額とすること。

エ 一部事務組合負担金については、他の構成団体と連携し、当市及び組合の財政の健全性を十分考慮し、負担金の縮減についての検討要請を行うこと。

オ 予算要求に当たっては、執行に際し法令等に抵触することのないよう、十分な調査・確認を行うこと。

5 行政運営の効率化・最適化について

第7次坂戸市総合計画に基づき、行政組織のスリム化を図るとともに、働き方改革と業務改革の視点から、坂戸市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の推進など、効果的・効率的な事務事業の執行に努めること。

6 公共施設等マネジメントの推進

（1）公共施設等に係る予算要求

施設の改修事業については、公共施設等マネジメント計画に基づき、施設の劣化状況や重要度を考慮した上で、施設改修に必要な最小限の予算積算を行うこと。

（2）維持管理手法の見直し

施設の維持管理や指定管理業務等については、引き続き事業内容等の見直しを行い、経費の縮減に努めるとともに、物価上昇等に伴う安易な増額を回避すること。

7 その他

（1）要求枠配分について

部局ごとに枠配分を行うので、予算要求に際しては、枠配分内での要求額となるよう必ず部局内で調整を行うこと。

（2）総合計画、監査結果等との調整

予算要求に際しては、第7次坂戸市総合計画及び中期的財政計画との整合を図ること。

特に、持続可能な行財政基盤の確立のため、中期的財政計画に定めている取組に基づいた予算要求とすること。

また、定期監査、決算審査及び事業評価（議会・外部）の結果等を踏まえ、改善策等を講じること。

（3）補助対象事業について

国・県の補助金等を活用する事業で、補助期間が限定されているものは、原則として補助期間内の事業実施とすること。

（4）国の補正予算への対応

国の補正予算を有効に活用するため、事業の前倒し等に柔軟かつ速やかに対応できるように、常に準備しておくこと。

取組の4本柱

1 歳入の確保

2 歳出の抑制

3 行政運営の効率化・最適化

4 公共施設等マネジメント

持続可能な
行財政基盤の
確立

取組事項一覧

大項目	中項目	小項目（取組事項）
1 歳入の確保	(1) 市税	定住の促進による市税の確保
		市税及び国民健康保険税の収納対策の強化
		市税の口座振替の推進
		市税の滞納処分の強化
	(2) 税外収入	国庫補助金等の特定財源の活用の徹底
		受益者負担の適正化
		未利用地の活用
		有料広告の掲載を行う施設等の拡充
		ふるさと納税制度の拡充
2 歳出の抑制	(1) 人件費の見直し	人事配置及び職員定数の適正化
		会計年度任用職員の効率的な採用
		業務効率化による定時退庁の推進及び時間外勤務管理の徹底
	(2) 公債費の削減	市債借入の抑制及び計画的な市債の活用
	(3) 物件費の削減	業務委託の見直し
		各種講座、イベントの見直し
		業務でのペーパーレス化
		印刷配布物の見直し
		職員の節約意識の徹底
	(4) 補助費等の見直し	各種団体等への補助金の見直し
		補助金の終期設定
		一部事務組合への負担金の精査
	(5) 繰出金の見直し	特別会計への繰出金の適正化
	(6) 投資的経費の見直し、進捗調整	事業の効率化・規模の縮小・廃止・進捗調整等の検討
3 行政運営の効率化・最適化	(1) 行政運営の効率化・最適化	ICT・データを活用した業務の省力化・自動化
		システムの効果的な導入及び低コスト化の推進
		公用車を含めた庁用備品の適正管理
		民間活力の活用
4 公共施設等マネジメント	(1) 公共施設等の統廃合等	公共施設等の統廃合の推進
	(2) 維持管理手法の見直し	公共施設等の保守管理業務等の見直し
		指定管理業務の見直し